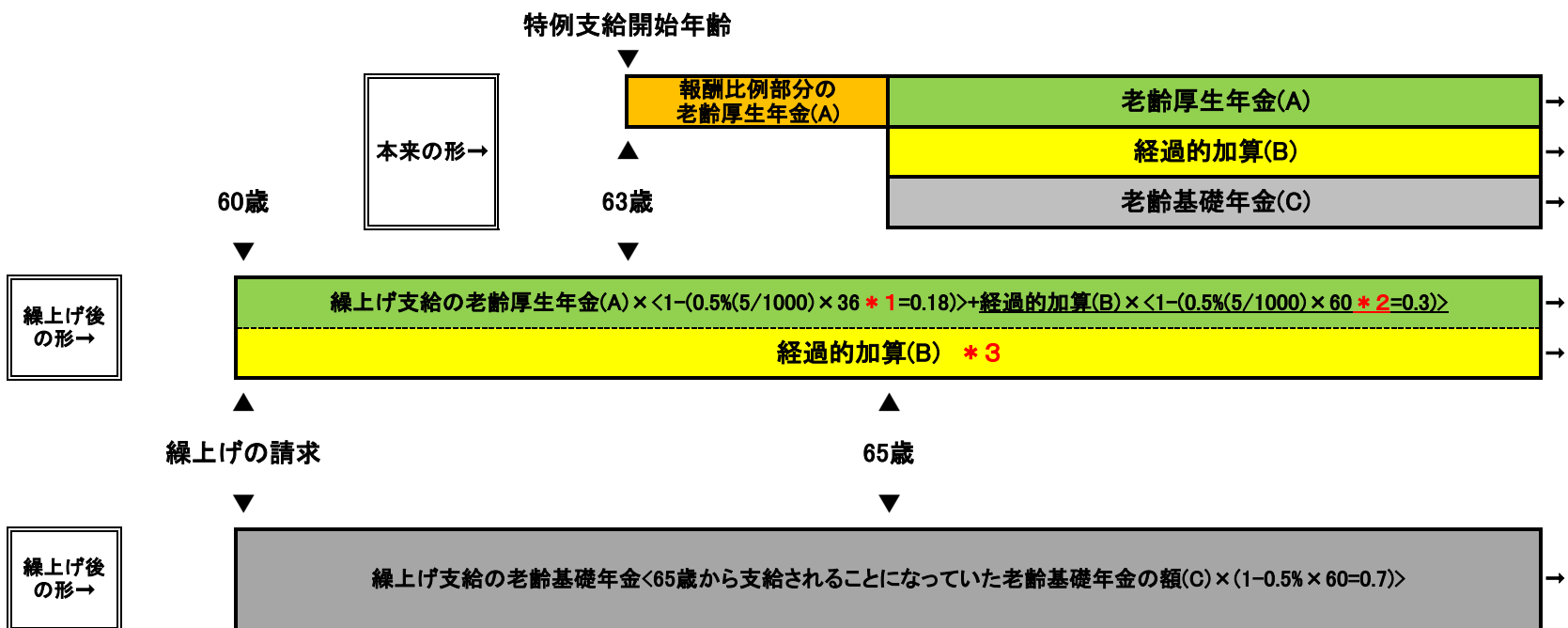


昭和33年3月31日生まれの第1号厚生年金保険被保険者の男子の場合で、報酬比例部分の老齢厚生年金と老齢基礎年金を60歳から繰上げした場合の事例



* 1	繰上げ請求月である60歳に達する月から特例支給開始年齢である63歳に達する日の属する月の前月までの月数
* 2	繰上げ請求月である60歳に達する月から経過的加算の本来の支給開始年齢である65歳に達する日の属する月の前月までの月数
* 3	65歳からの本来の老齢厚生年金には報酬比例部分と経過的加算が含まれていることから、経過的加算についても繰上げの対象になる。ただ、その減額分は報酬比例部分から減額され、経過的加算は全額支給されることになっています。